

## 繊維産地PR事業（繊維産地滞在型体験プログラム）業務委託仕様書

### 1 事業目的

本市は、国内外で高く評価される高品質な繊維製品を生み出す日本有数の繊維産業のまちである。一方、少子高齢化に伴う担い手不足や技術者の高齢化が進む中、繊維産業の持続的な発展や付加価値の向上が課題となっている。

本業務では、繊維産業をはじめとするものづくりやデザインに関心を持つ若者等が滞在し、繊維産業の現場や産地の魅力を体験するとともに、事業者等との交流を行うことで、本市繊維産業の認知拡大及び産地との継続的な関わりの創出を図り、将来的な人材確保や新たな連携・協業につなげることを目的とする。

### 2 事業実施期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

### 3 業務場所

本市が指定する場所

### 4 業務内容

#### (1) 繊維産地滞在型プログラムの実施

ものづくりやデザインに関心を持つ若者（学生を含む。）等を対象に、繊維産業の現場や事業者等との交流を通じて、繊維産地の魅力及び本市での暮らし・働く環境への理解を深める滞在型プログラムを企画提案し、実施すること。

ア プログラム受入事業者（以下「受入事業者」という）の選定にあたっては、発注者と調整の上、市内関係団体と連携しながら決定すること。

イ プログラムの設定にあたっては、受入事業者のニーズを踏まえ、効果的な実施内容、実施時期、実施期間及び実施方法を企画提案すること。

ウ プログラム参加者（以下「参加者」という）の募集にあたっては、ターゲット層に応じた効果的な募集方法及び周知方法を企画提案し、十分な周知期間を確保すること。

エ 参加者の選定にあたっては、将来的に繊維産業との関わりが期待できる学生、デザイン・クリエイティブ分野の人材などを対象として公募を行い、受入事業者及び発注者と協議のうえ、選定すること。なお、参加者の志望動機や関心分野、将来的な活動意向などを把握し、受入事業者の業務内容やニーズとの適切なマッチングに努めること。

オ 参加人数は、事業効果や実施内容などを踏まえ、効果的な人数を提案すること。

カ 参加者によるSNSなどでの情報発信や、プログラム終了後も産地との継続的な関わりにつながる情報発信の仕組みを工夫すること。

キ プログラムの実施にあたり、参加者及び受入事業者との連絡調整、相談対応その他の必要な支援を行うこと。

ク 参加者による成果発表や情報発信、受入事業者などとの意見交換を行う成果共有会について

て、形式や内容、時期などを提案し、実施すること。

ケ プログラムへの参加及び受入れを促進するため、受入事業者及び参加者の負担軽減や参加促進につながる取組について企画提案し、実施すること。

## (2) 繊維産地の情報発信

市内繊維産業の特徴や強み、課題及びターゲット層の関心などを踏まえ、本市繊維産業及び産地の魅力の認知拡大につながる情報発信を企画提案し、実施すること。

情報発信にあたっては、ターゲット層に応じた効果的な媒体を活用するとともに、リーチ数、発行部数、閲覧数などの定量的な成果指標を設定すること。

## (3) 効果検証業務

本業務の効果検証にあたり、プログラム実施後に参加者及び受入事業者へのアンケート調査や事後ヒアリングなどを実施することとし、その内容については事前に発注者と協議のうえ、決定すること。

また、調査結果については、参加者の関心分野、受入事業者とのマッチング状況、継続的な関わりの可能性などを分析し、成果や課題を整理するとともに、本市繊維産業及び産地の魅力や価値について考察し、報告書として提出すること。

## (4) 独自提案

次年度以降に行うべき繊維産業の持続的な発展に向けたプログラムについて、その実施内容や実施方法等を提案すること。

## 5 業務報告等

(1) プログラムに係る事業成果を把握するのに必要な項目(応募者数、参加者数、参加者の属性その他の事業成果を把握するのに必要なもの)を記録すること。また、事業記録(記録写真の撮影、動画、新聞・メディア等の掲載記事等)をまとめて業務完了報告書を作成し、電子データで提出すること。

(2) 上記(1)のほか、発注者が求めた場合、受注者は業務の進捗状況等に関する資料等を提供しなければならない。

(3) 上記(1)及び(2)の報告等に伴う費用については、受注者の負担とする。

## 6 その他

(1) 本事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認など、事業の円滑な実施のために、適宜、発注者と連絡調整を行うこと。

(2) 業務の遂行に当たっては発注者と連絡を密にし、打合せを定期的に行うこと。

(3) 受注者は、プログラムの実施にあたり、参加者及び受入事業者の安全管理に十分配慮するとともに、事故防止及び事故発生時の対応体制を整備すること。また、必要に応じて保険加入等の措置を講じること。

(4) 業務委託の執行において、不測の事態が生じたときは発注者に責任がある場合を除き、速やかに発注者に連絡したうえで、受注者の責任においてこれを解決すること。

(5) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正

な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

- (6) 受注者は、本業務において撮影した写真、動画その他の記録について、発注者が広報などに使用できるよう、必要な権利処理を行うこと。
- (7) 本業務により作成された成果物に係る著作権その他一切の権利は、発注者に帰属するものとし、発注者は当該成果物を二次使用できるものとする。
- (8) 受注者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、発注者の了解を得なければならない。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議して決定する。